

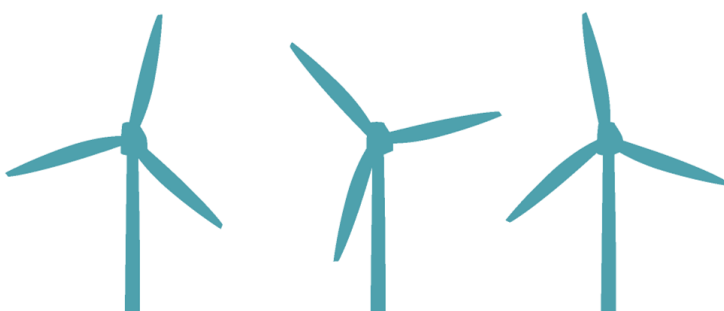
令和6年度 長崎市 海洋産業人材育成支援費補助金 募集要項

<申請期間>

令和6年4月15日(月)から 令和7年1月31日(金)まで

長崎市 経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係

-第1版-



1. 本事業の目的

新たな雇用の創出及び産業振興を目的として、本市においてさらなる成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業に係る海洋産業人材の育成を推進するために、本市内で社員等に取得させる資格等または受講させる研修、訓練等に要する経費を支援します。

2. 補助対象者 次の項目に該当することが必要です。

本市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者※1

※1：中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

一部抜粋（参考）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

3. 補助対象外 次の項目のいずれかに該当する者は補助対象外です。

- (1) 市税、事業税、消費税また地方消費税の滞納がある者
- (2) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59条）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とする者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含むもの
- (5) その他市長が適当でないと認める者

4. 補助対象事業

令和7年の2月末日までに完了する事業であって、再生可能エネルギー関連産業に係る海洋産業人材の育成を図るための社員等※2の本市内※3における資格等の取得※4または研修、訓練等の受講を支援する事業とする。

なお、次に掲げる事業を想定しています。

- (1) 風力発電事業の事業開発、風力発電設備等の建設工事またはメンテナンスに必要な資格等の取得または研修、訓練等の受講
- (2) 船舶を使用した実地の研修等の受講
- (3) 海洋労働のための安全訓練または講習等の受講
- (4) メーカーまたは認証団体等によるメンテナンスに係る認定の取得、訓練等の受講

※2：本市内の事業所等に勤務する従業員、経営者、内定者または転勤予定者をいう。

※3：補助対象事業として認められるのは、長崎市内における資格等の取得または研修、訓練等の受講に限ります。

※4：再生可能エネルギー関連産業に関する資格又は免許をいう。

5. 補助対象経費

補助対象事業に係る次に掲げる経費とします。

なお、消費税及び地方消費税は含まないものとします。

対象となる経費

需用費	消耗品費	事業の実施に直接必要な資材、部品もしくは消耗品の購入に要する経費に限る
	教材費	
負担金	受講費	研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る
	研修費	
その他経費	(報償費、旅費及び備品購入費を除く)	

- (1) 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 補助金等交付決定日以降の契約・発注等により発生し、事業完了日までに支払いを行った経費
- (3) 支払いの事実を確認するため、実績報告時に見積書、契約書、納品書、請求書、銀行振込控え、領収書等の証拠書類によって資金使途の確認ができる経費
※支払い方法は、原則、金融機関からの振込としてください。

6. 補助金の額等

補助率

1/4

補助限度額

1補助対象者につき100万円(1社員等につき20万円)

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の総額に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1補助対象者につき100万円（1社員等につき20万円）を限度とします。
- (2) 補助金の交付の回数は、同一年度内において、同一補助対象者につき1回を限度とします。

7. 補助金申請について

7-1. 申請書の提出先、提出方法、問い合わせ先

- ・提出先： 〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号 14階
長崎市 経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係
- ・提出方法： 郵送または持参にて提出してください。
- ・問い合わせ先： 長崎市 経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係 早田
TEL: 095-829-1273 (直通)
e-mail: shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

7-2. 申請受付期間

令和6年4月15日(月)から令和7年1月31日(金)まで ※予算がなくなり次第受付終了

7-3. 申請に必要な書類

必要書類	申請者	長崎市HP
補助金等交付申請書(第1号様式)		○
役員名簿(別紙)		○
長崎市海洋産業人材育成支援費補助金事業計画書(第1号様式)		○
長崎市海洋産業人材育成支援費補助金収支計算書(第2号様式)		○
事業費の算出根拠となる書類	○	
社員等の在職を確認できる書類の写し または市内事業所への内定若しくは転勤が確認できる書類の写し ※別紙「在職証明書」等でも可とします。	○	
前年度決算書 ※個人事業主は不要	○	
市税を滞納していないことの証明書 ※長崎市税「完納証明書(市税に滞納がない旨の証明)」	○	
事業税を滞納していないことの証明書 ※長崎県税「未納がない証明」	○	
消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書 ※個人事業主:納税証明書「その3の2」 / 法人:納税証明書「その3の3」 →法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書	○	

【取得場所】

- ・長崎市税「完納証明書(市税に滞納がない旨の証明)」 → 長崎市収納課、各地域センター、各地区事務所
- ・長崎県税「未納がない証明」 → 長崎振興局税務部:長崎市万才町3-17
- ・消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書 → 長崎税務署:長崎市松ヶ枝町6-26

8. 補助金申請から交付までの流れ

1

申請書の提出

- ・P4に記載の申請に必要な書類を全てご準備のうえ、ご提出ください。
- ※提出書類はお返しできません。提出前に、予めコピーを取っておいてください。
※全ての提出書類が不備なく提出された際に受付完了となります。

2

交付決定

- ・受付完了後、3週間程度で交付決定の通知をします。
- ※交付決定通知日以降に補助事業への着手（事業の実施、経費の支出等）が可能です。
※交付決定通知日以前の経費の支出は補助対象経費になりませんので、ご注意ください。

3

事業の実施

- ・補助事業等の完了予定年月日または令和7年2月末日のいずれか早い日までに、事業を実施し、経費の支出等を完了させてください。
- ※事業完了とは、研修の申込から研修の受講完了・経費の支払い等までが終わっている状態をいいます。

※次の場合には変更申請が必要ですので、問い合わせ先までご連絡ください。

- ・事業完了が、申請時の補助事業等の完了予定年月日を超える場合
- ・補助対象経費の総額の20%を超える変更が生じる場合

など

4

実績報告書の提出

- ・事業完了後1月を経過した日または令和7年3月8日のいずれか早い日までに、次の書類をご準備のうえ、ご提出ください。

必要書類	申請者	長崎市HP
補助事業等実績報告書(第4号様式)		○
長崎市海洋産業人材育成支援費補助金事業決算書(第3号様式)		○
補助対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し	○	
資格等を取得したことまたは研修、訓練等を受講したことを証明する書類の写し	○	

5

補助金の確定

- ・実績報告書の受付後、2週間程度で補助金等の額の確定の通知をします。

6

補助金の請求、交付

- ・補助金等の額の確定通知を受領後、請求書（長崎市様式）をご提出ください。
- ・請求書受付後2週間程度で請求書記載の指定の口座に補助金の交付をします。